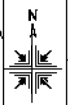
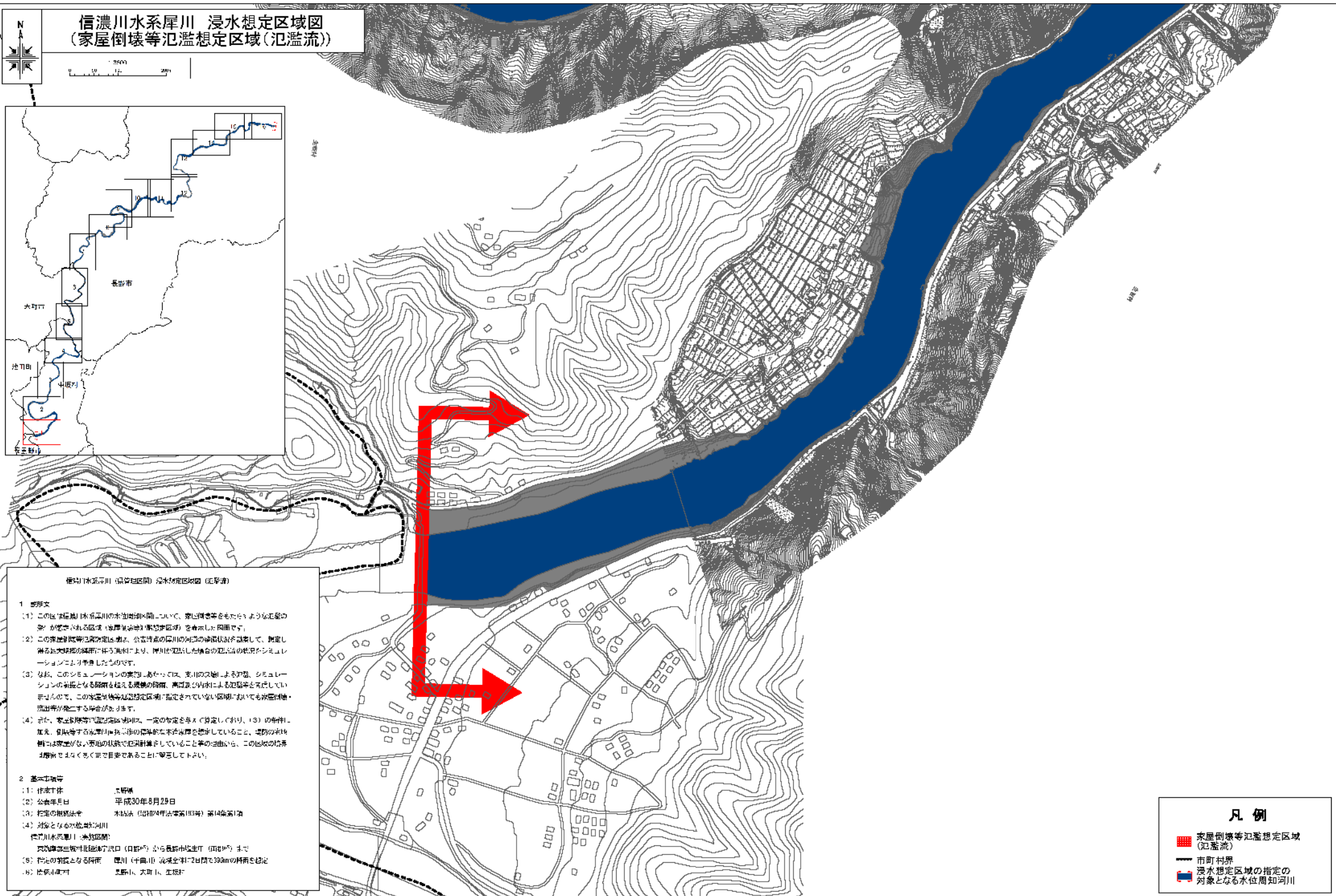
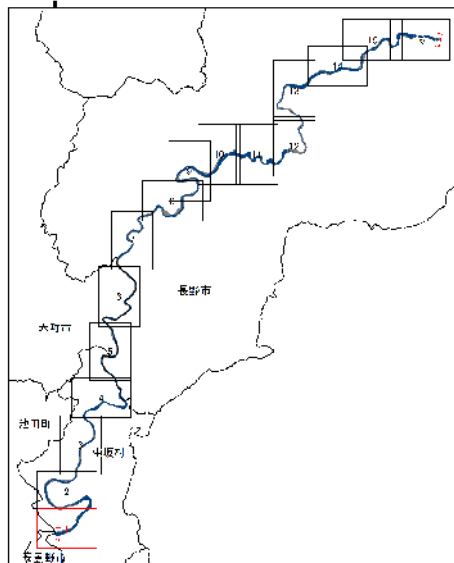


信濃川水系犀川 浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



0 500m 1000m 2000m



標高1000m以上(浸水想定区域) 浸水想定区域図 (氾濫流)

1 要約文

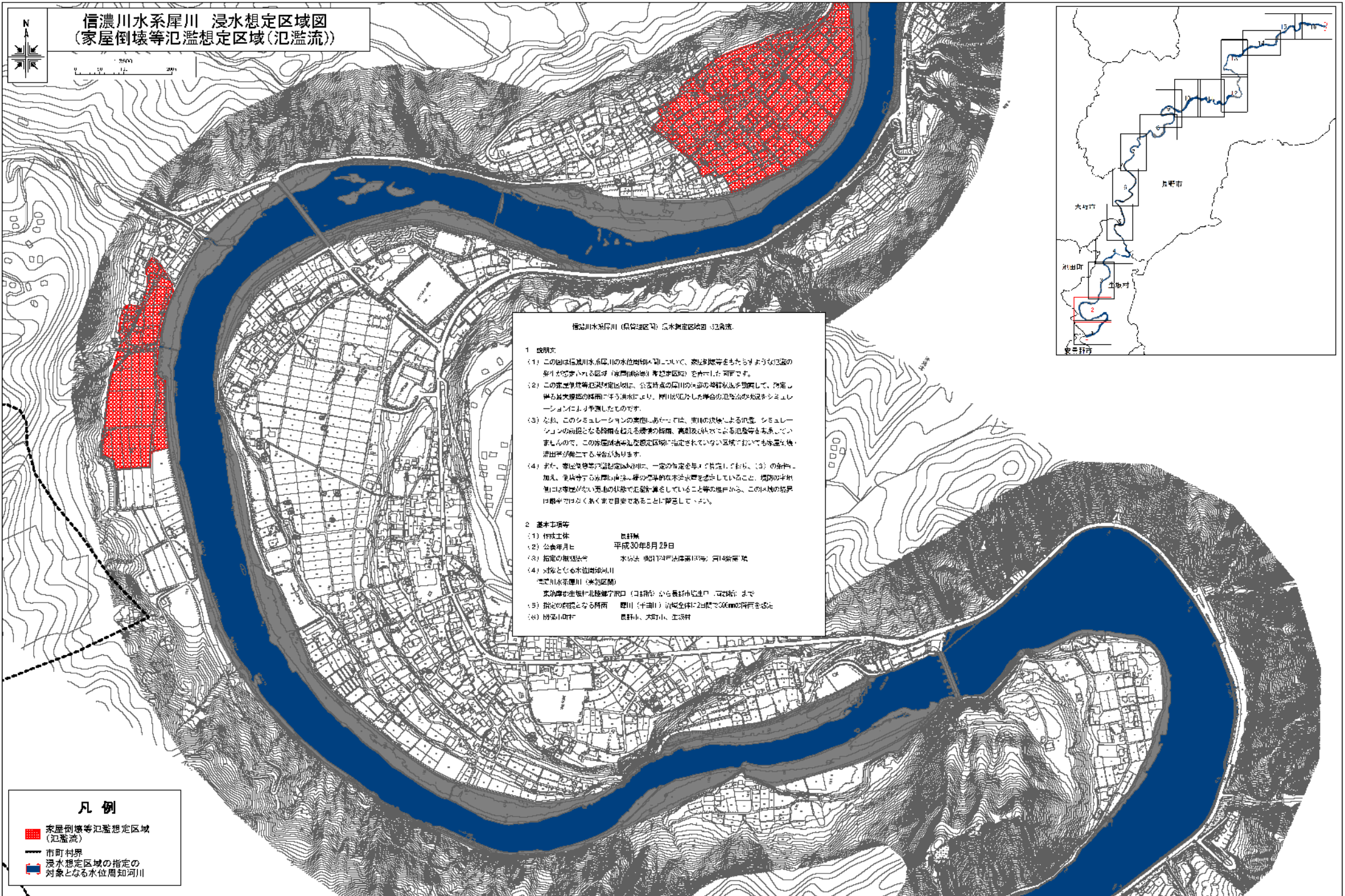
- (1) この図(浸水想定区域図)は水系犀川の水氾濫の危険性について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の際に想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を示した図面です。
- (2) この浸水想定区域図は氾濫想定区域、公営住宅の周辺の河川の氾濫想定区域を調査して、想定される氾濫想定区域の範囲に併せて、河川氾濫想定区域の範囲をシミュレーションにより算出したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの算出にあたっては、支流の支流による氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を想定した降雨、高気圧(低気圧)による氾濫等を考慮して算出しているため、この家屋倒壊等氾濫想定区域(指定されていない区域)においても降雨氾濫・流出等が発生する可能性があります。
- (4) なお、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の想定を基として算出しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋(非)倒壊の標準的な家屋等を想定していること、堤防の老朽化等による想定が異なる河川の氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の氾濫は概算ではなくあくまで目安であることを留意して下さい。

2 基本事項等

- (1) 作成団体 長野県
- (2) 公表年月日 平成30年8月29日
- (3) 担当の組織名称 水防法(河川法)第113条 第14条第1項
- (4) 対象となる河川名称 信濃川水系犀川(浸水想定区域)
河川管理官事務所(長野県)から長野市塩田町(河川)まで
- (5) 氾濫の範囲となる河川 犀川(千曲川) 流域全長72日間で300mの幅を超えて
- (6) 提供の河川 長野市、大町市、生野町

凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市町村界
- 浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川



信濃川水系犀川 浸水想定区域図
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



0 500 1000 2000

信濃川水系犀川(保地区)浸水想定区域図(氾濫流)

1 説明文

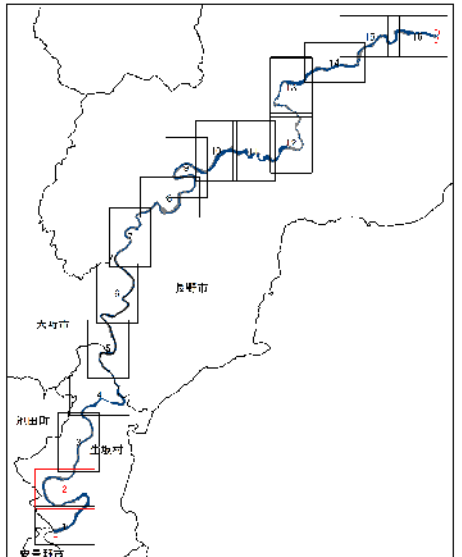
- (1) この図は信濃川水系犀川の水位増幅予測について、氾濫想定をもととするような氾濫の範囲が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を示すための図です。
- (2) この氾濫想定等氾濫想定区域は、公定時点の犀川の4部の増幅率に基づいて、所定し、最も最大増幅の増幅率より、増幅率記号の割合の増幅率シミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの範囲においては、雨の状況による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を越える増幅の増幅、増幅及び氾濫による氾濫等も考慮していませんので、この図面以外に氾濫想定区域に指定されていない区域においても氾濫が発生する可能性があります。
- (4) なお、氾濫想定等氾濫想定区域は、一定の精度を有する想定であり、(3)の条件に加え、当該等する区域に当該増幅の増幅率を想定していること、増幅の増幅率記号等がない区域の状態で氾濫を想定していること等の増幅から、この区域の増幅は増幅ではなくあくまで目安であることに留意して下さい。

2 基本事項等

- (1) 特殊主体 長野県
- (2) 公表年月日 平成30年8月29日
- (3) 指定の根拠法令 水防法 第174条第13号、第14条第4項
- (4) 対象となる水位増幅河川
信濃川水系犀川(保地区)
武治町の生坂川(保地区)河口(口上部分)から犀川市に進入(河口)まで
- (5) 指定の河川となる河川 犀川(干流) 河川全体に2区間で300mmの降雨を想定
- (6) 対象となる市町村 長野市、大町市、生坂村

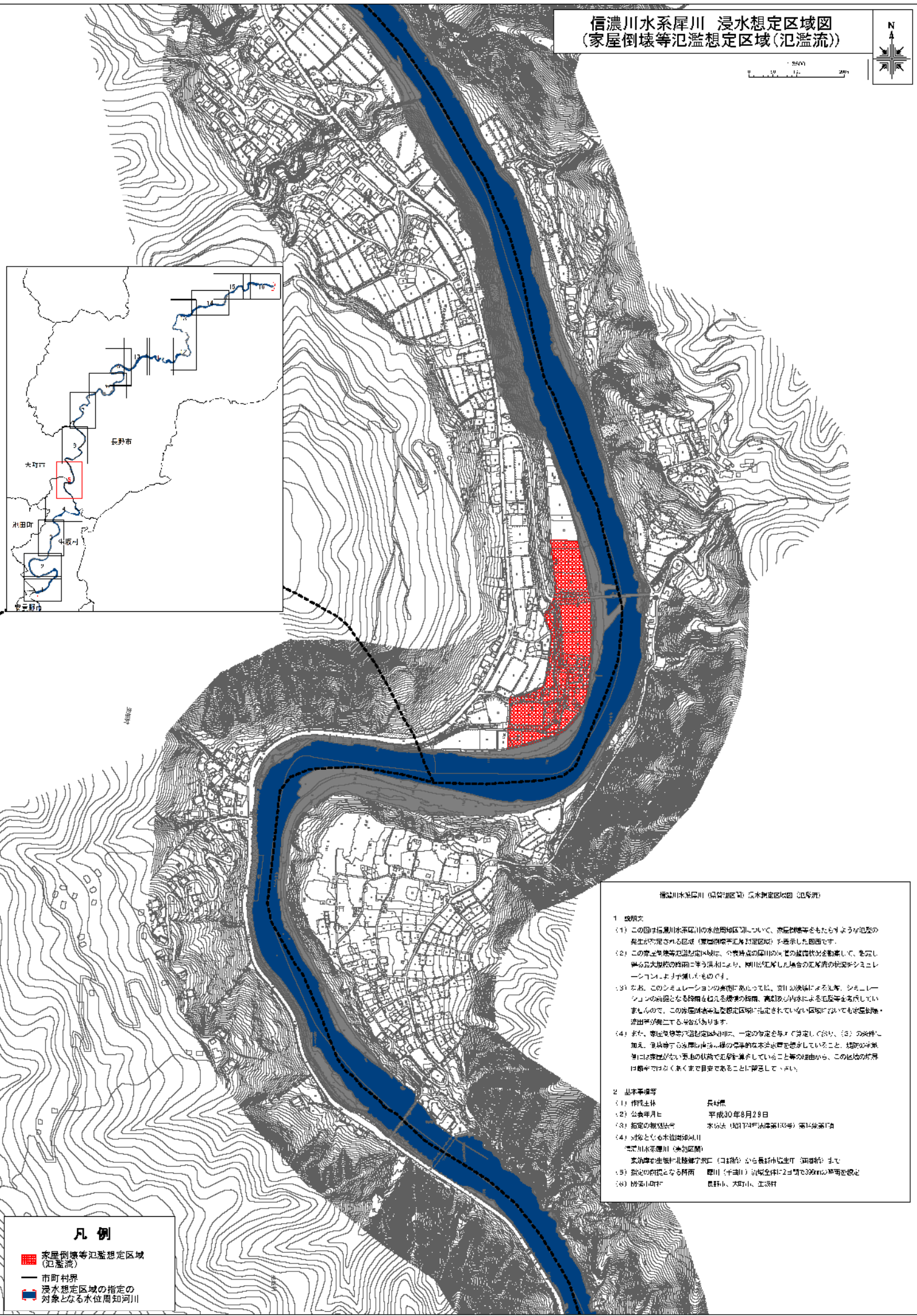
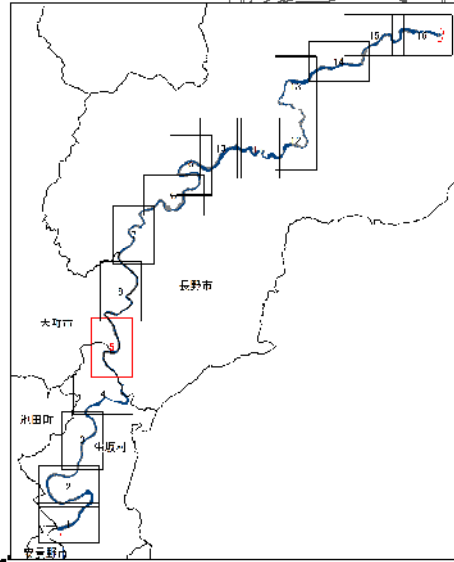
凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市町村界
- 浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川



信濃川水系犀川 浸水想定区域図
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))

2500
0 50 100 200



信濃川水系犀川(県管轄区域) 浸水想定区域図(氾濫流)

- 1 説明文
 - (1) この図は信濃川水系犀川の水位想定区域について、家屋倒壊等をともなう氾濫型の浸水が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を示した図面です。
 - (2) この浸水想定区域図(以下、公表時点の犀川の河川の氾濫状況に基いて、想定される最大規模の氾濫に相当する汎れにより、河川に氾濫した場合の氾濫流の状況を示すシミュレーションにより算出したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの表向にあたっては、資料の決断による汎れ、シミュレーションの前段となる降雨量(汎れ)の公表時点の犀川の河川の氾濫状況に基いて、想定される最大規模の氾濫に相当する汎れにより、河川に氾濫した場合の氾濫流の状況を示すシミュレーションにより算出したものです。
 - (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、当該算定区域(汎れ)の氾濫の汎れを想定していること、氾濫の汎れは、氾濫の汎れが氾濫の汎れにより氾濫を想定していること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなくあくまで目安であることに留意して下さい。

- 2 基本事項等

(1) 作成主体	長野県
(2) 公表年月日	平成30年8月29日
(3) 指定の施設名称	水防法(昭和44年法律第18号)第14条第1項
(4) 対象となる水位周知河川	信濃川水系犀川(県管轄区域)

水防法(昭和44年法律第18号)第14条第1項(以下、水防法)に基づき、
 (5) 指定の施設となる河川 犀川(干流) 汎れ全域に2日間(300m)の浸水想定
 (6) 汎れ区域 長野市、大町市、生野村

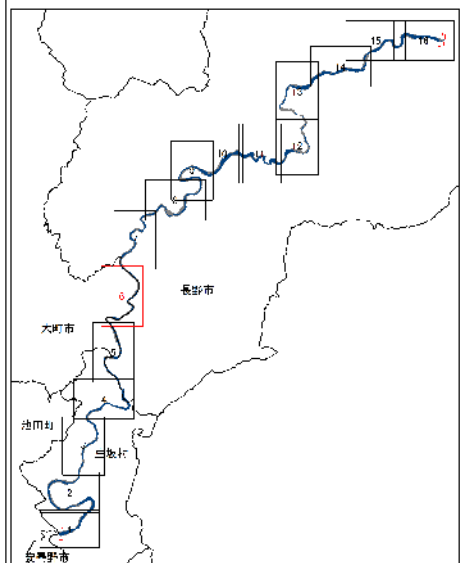
凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市町村界
- 浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川

信濃川水系犀川 浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



1:2500
0 10 20m



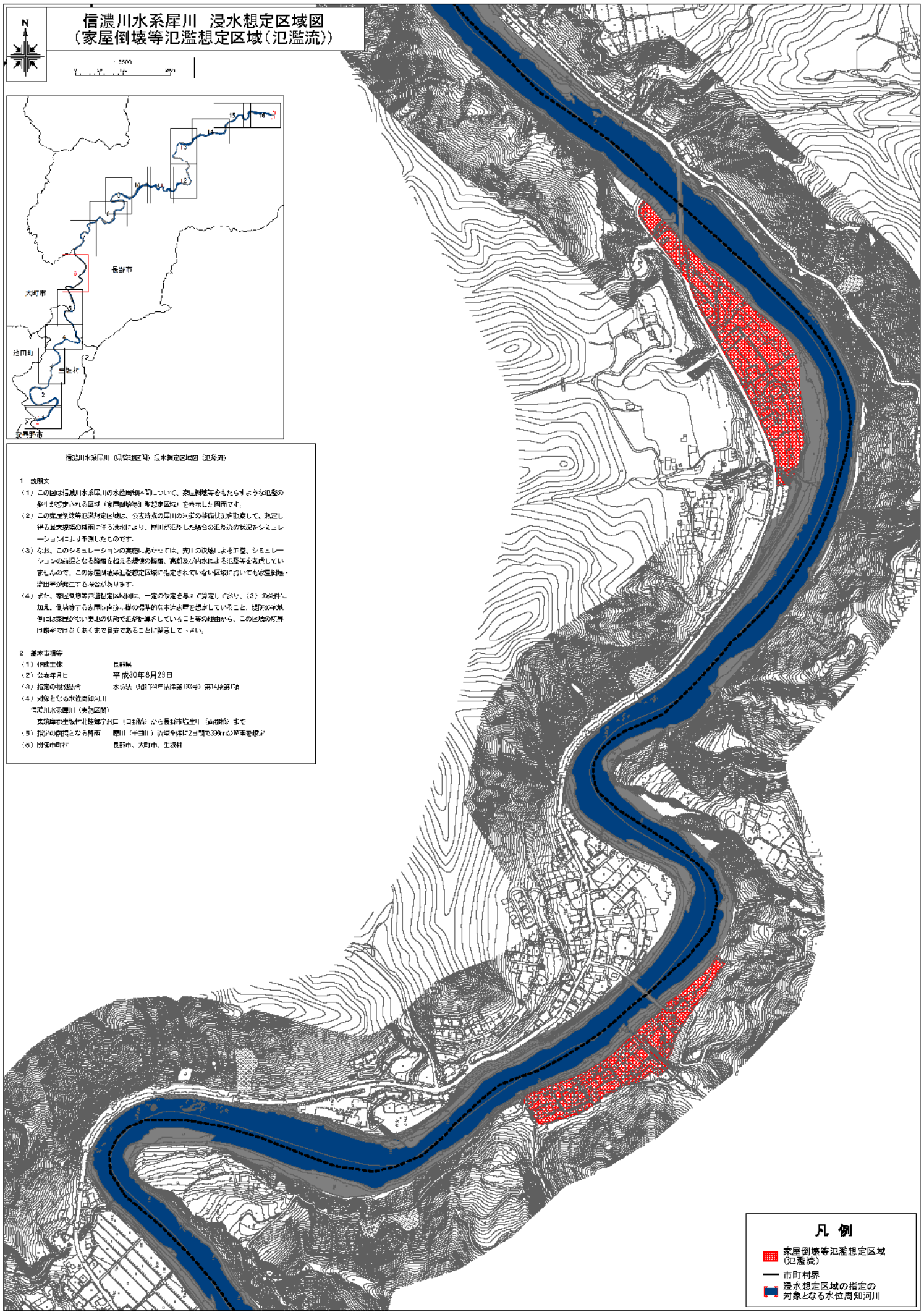
信濃川水系犀川(浸水想定区域) 信水想定区域図(氾濫流)

1 説明文

- この図は信濃川水系犀川の水位増幅区域について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生を想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を示した図面です。
- この浸水想定等氾濫想定区域は、公定地点の同川の水位の増幅状況(氾濫)を想定して、想定される最大規模の降雨とする条件により、犀川に氾濫した場合の氾濫状況のシミュレーションにより予測したものです。
- なお、このシミュレーションの想定にあたっては、流川の流速による影響、シミュレーションの前段となる降雨を仮定する条件、高水位時の内水による氾濫等を考慮していませんので、この氾濫想定区域に指定されていない区域についても家屋倒壊・流出等が発生する可能性があります。
- また、浸水想定等氾濫想定区域は、一定の水位を基準として算定しており、(3)の条件に加え、河床等から河床の隆起、堤防の崩壊等の水防設備を想定していること、堤防の破壊等には対応していない等の状態で氾濫を予測していること等の理由から、この氾濫想定区域はあくまで目安であることを併記して、まい。

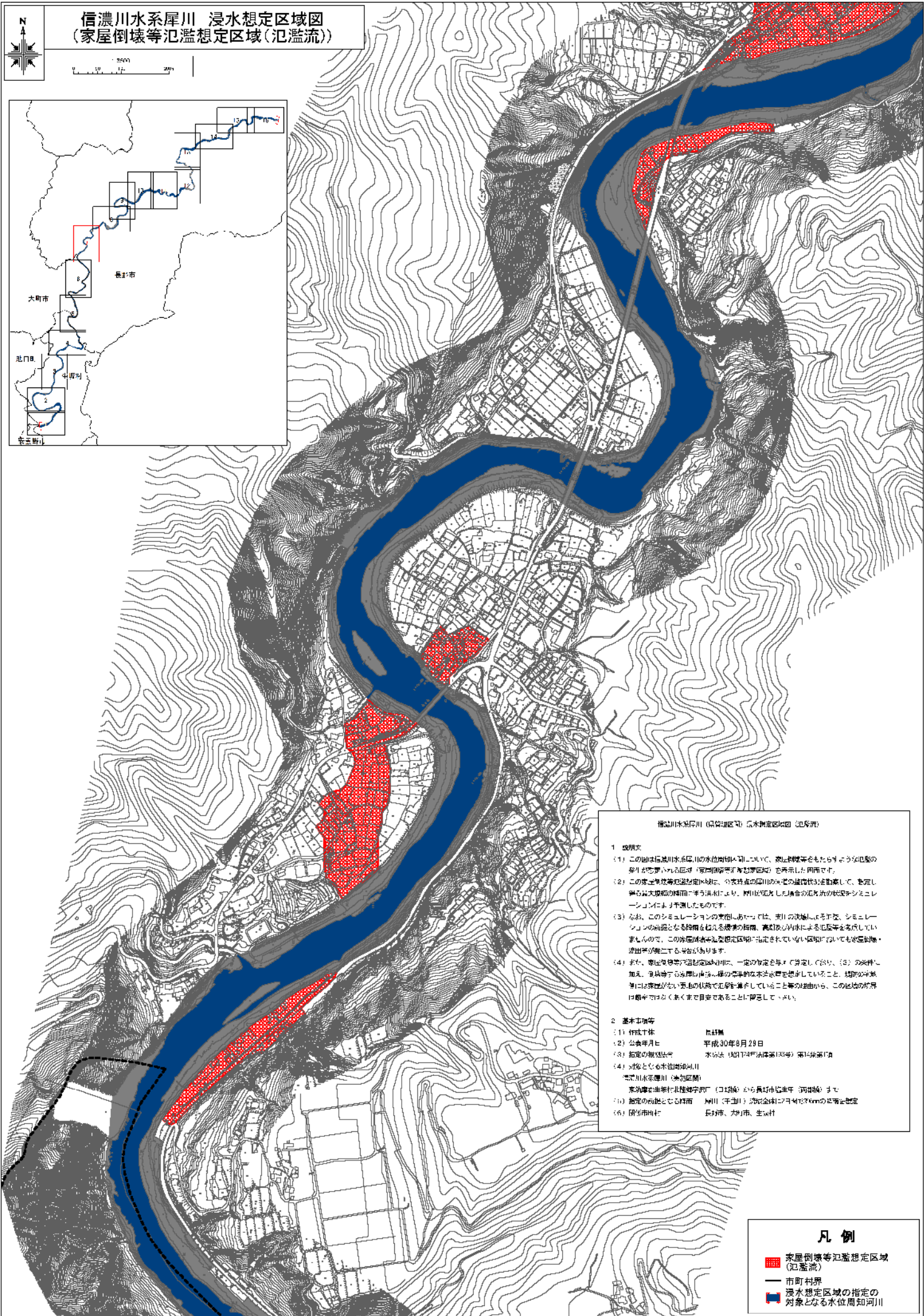
2 基本事項等

(1) 作成工体	長野県
(2) 公表年月日	平成30年6月29日
(3) 指定の根拠法令	水防法(昭和49年法律第133号)第14条第1項
(4) 対象とする水防関係河川	信濃川水系犀川(浸水想定区域)
(5) 指定の河川となる河川	犀川(千曲川)の堰(全長1.2km)間で300mの幅域を想定
(6) 指定の市町村	長野市、大町市、生井村



凡例

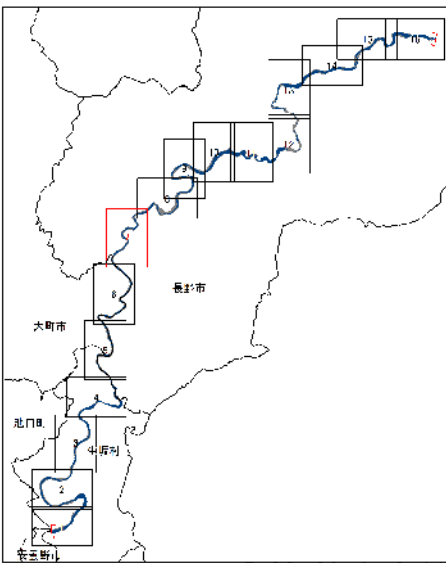
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市町村界
- 浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川



信濃川水系犀川 浸水想定区域図
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



0 500 1000 2000



信濃川水系犀川(浸水想定区域) 氾濫想定区域図(氾濫流)

1 説明文

(1) この図は信濃川水系犀川の水位増幅を前提として、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を示しています(河川等)。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、各支持点の河川の河道の幅員を基として、想定される最大規模の降雨(半日最大)により、河川氾濫とした場合の氾濫流の状態をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実例については、河川の氾濫による浸水、シミュレーションの前提となる降雨量と異なる降雨の規模、河川が河川による氾濫等を発生しているため、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域についても家屋倒壊・氾濫等の発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の想定を基として算定しており、(5)の条件に加え、河川等による氾濫による、他の氾濫的な氾濫等を想定していること、氾濫の発生時には氾濫が氾濫の範囲で氾濫を発生していること等の理由から、この区域の境界は概算でありあくまで目安であることに留意してください。

2 基本事項等

(1) 作成主体 長野県

(2) 公表年月日 平成30年8月29日

(3) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第10号)第13条第1項

(4) 対象となる水位増幅河川 信濃川水系犀川(長野県)

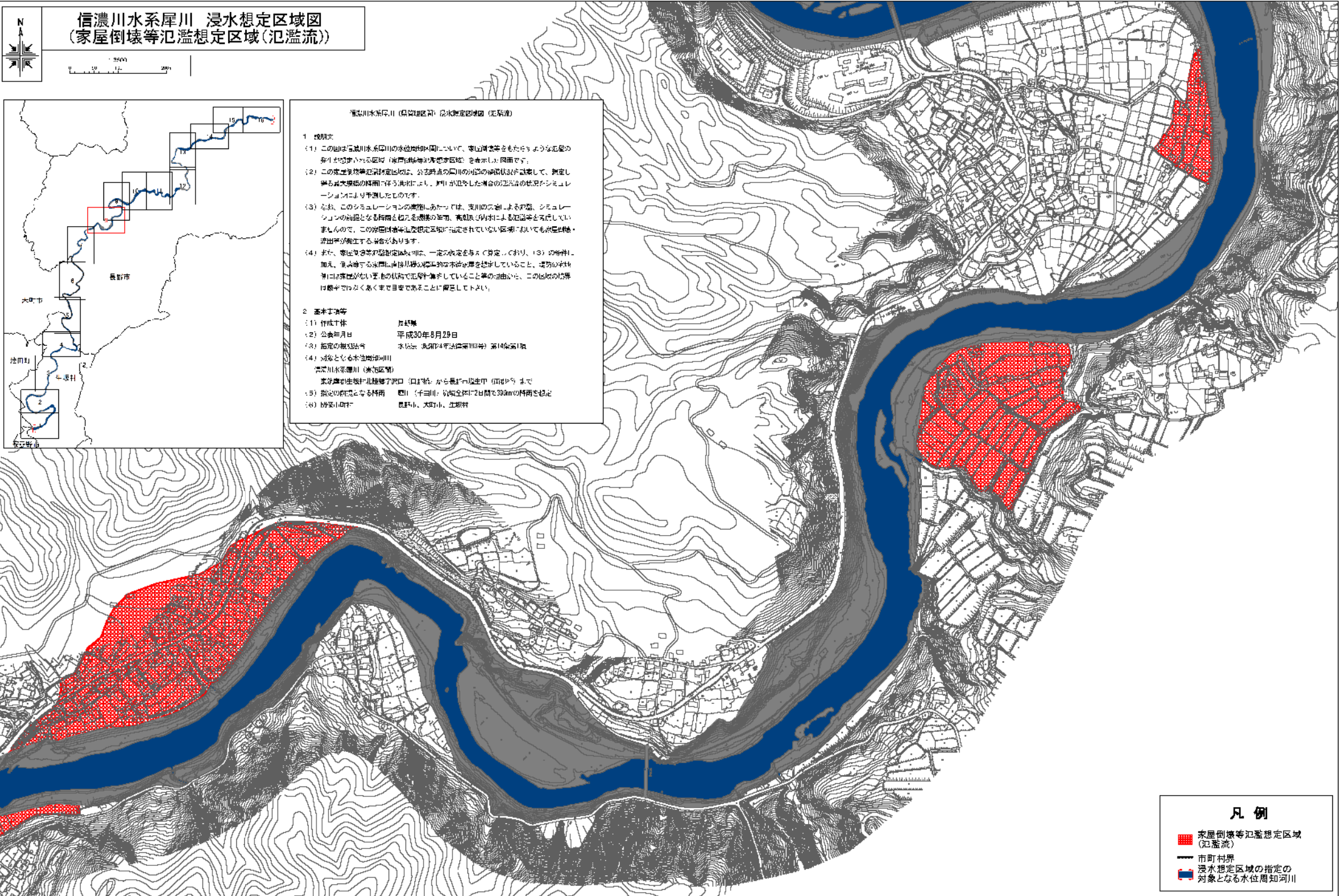
長野県水防部(長野県) (河川) 長野市(河川) 長野市(河川) 長野市(河川) 長野市(河川)

(5) 指定の範囲となる河川 犀川(干流) 流経距離(27040m)の区間を指定

(6) 関係市町村 長野市、大町市、生井村

凡例

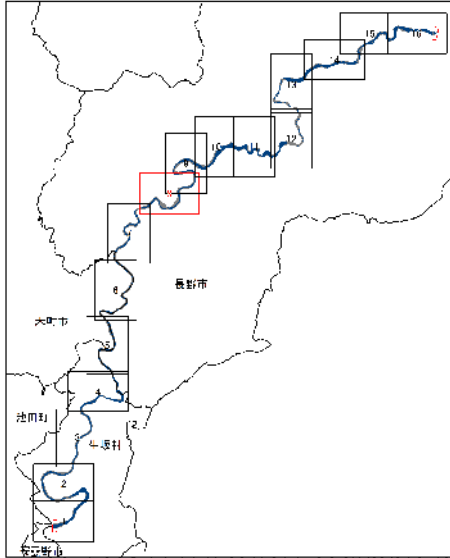
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市町村界
- 浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川



信濃川水系犀川 浸水想定区域図
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



1:5000
100m



信濃川水系犀川(浸水想定区域) 浸水想定区域図(氾濫流)

1 説明文

(1) この図は信濃川水系犀川の水位変動範囲において、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した図面です。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公営事業者の河川の河川の水位変動を想定して、想定される最大規模の降雨に伴う洪水により、河川が氾濫した場合の氾濫時の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの範囲にあたっては、支川の河川による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨とねえを前提の降雨、河川及び内河川による氾濫等を考慮していませんので、この想定区域は氾濫想定区域に指定されていない区域においても氾濫発生・流出等が発生する場合があります。

(4) また、指定区域等氾濫想定区域は、一定の仮定を以て算定されており、(3)の物件に加え、想定する水質に由来する浮遊物等の影響を考慮していること、堤防の存在等により氾濫想定区域に指定されていない区域に氾濫が加わっていること等の理由から、この区域の境界は概算でありあくまで目安であることを留意して下さい。

2 基本事項等

(1) 作成主体 加藤興

(2) 公表年月日 平成30年8月29日

(3) 指定の根拠法令 水防法(第174年法律第118号)第14条第1項

(4) 対象となる水防施設河川 信濃川水系犀川(表流区域)

其の源流は坂井北陸橋下河口(河口部)から長野市塩土甲(河口部)まで

(5) 指定の前提となる降雨 ①(千回川)が氾濫時に2日間230mmの降雨を想定

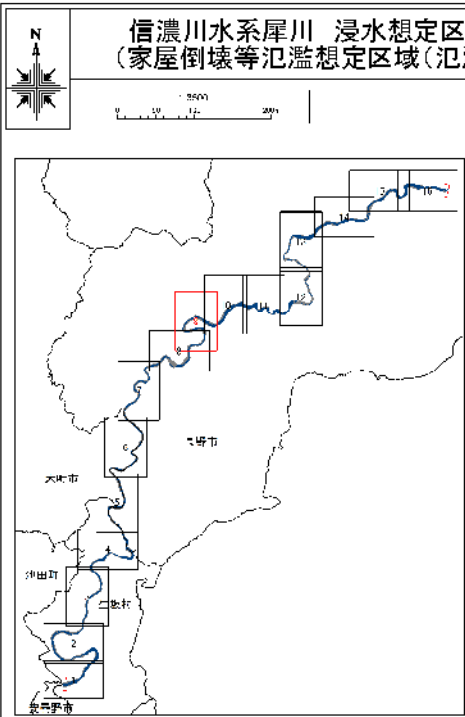
(6) 対象山域等 長野市、大町市、生野町

凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市町村界
- 浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情使、第374号)

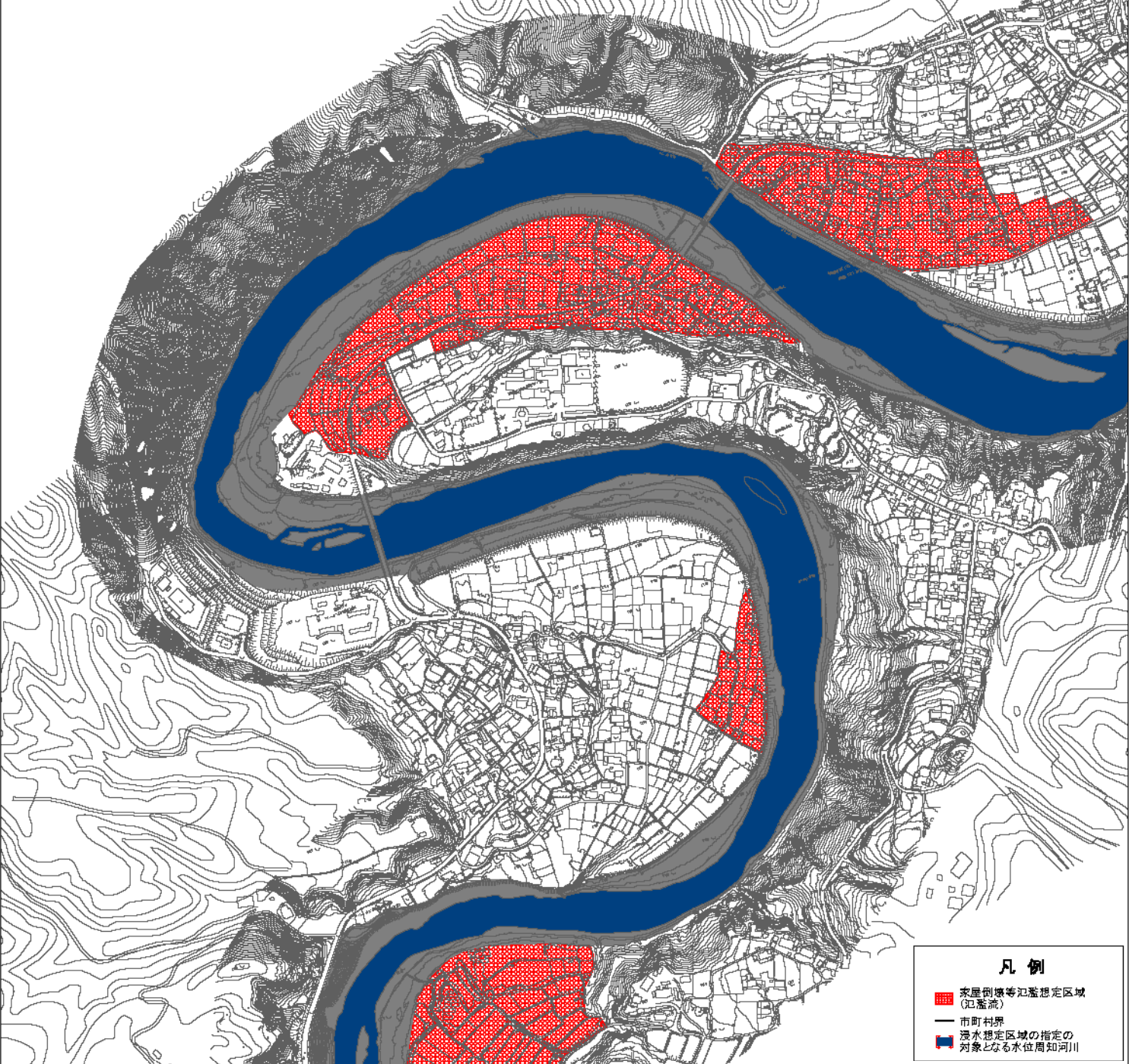
信濃川水系犀川 浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



信濃川水系犀川(氾濫想定区域) 浸水想定区域図(氾濫流)

1 説明文
 (1) この図は信濃川水系犀川の水位増幅に起因して、表土崩壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した図面です。
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公定時点の河川の水位の増幅状況を想定して、想定し得る最大増幅の降雨(降雨により、河川に発生した降雨の状況とシミュレーションにより算出したものです)。
 (3) なお、このシミュレーションの算出にあたっては、市川の次級による影響、シミュレーションの前提となる降雨をはじめ各種の前提、高水時の内水による氾濫等を考慮していませんので、この区域は洪水氾濫想定区域に指定されていない区域であっても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
 (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の条件を基に算定しており、(3)の条件に加え、急峻な地形となる河川沿道、崖の急峻な土木施設を想定していること、堤防の年数満には対応しない等の状態で発生を想定していること等の理由から、この区域の発生は想定はあくよの目安であることを記述してあります。

2 基本事項
 (1) 作成主体 長野県
 (2) 公表年月日 平成30年8月29日
 (3) 指定の根拠法令 水防法(国土利用計画法第3条) 第14条第1項
 (4) 対象となる水辺増幅河川 信濃川水系犀川(氾濫区域)
 実施担当機関(凡例) 国土院(国土院)から長野市に委託(国土院) 担当 国土院
 (5) 指定の前提となる河川 犀川(宇都宮) 氾濫水位は2.0m(390m)の降雨を想定
 (6) 対象の町村 長野市、大野市、生井村



凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市町村界
- 浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川

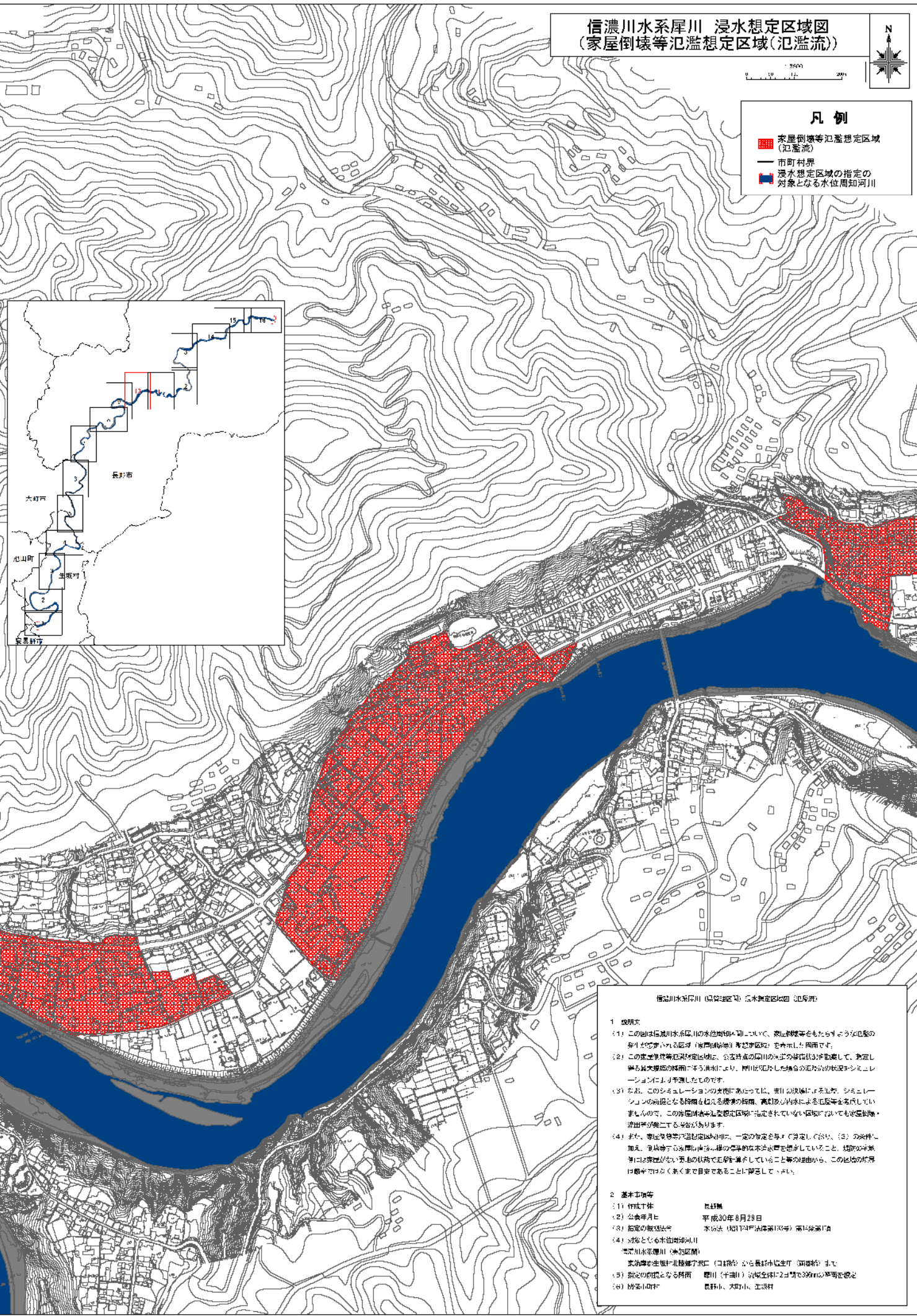
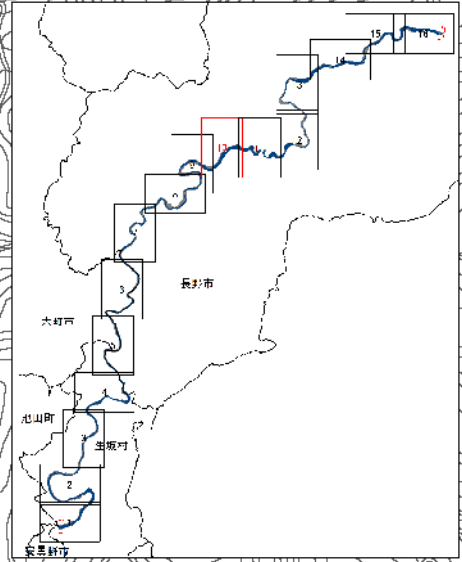
信濃川水系犀川 浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))

3500
10 20 30



凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域
(氾濫流)
- 市町村界
- 浸水想定区域の指定の
対象となる水位周知河川



信濃川水系犀川 (浸水想定区域) 浸水想定区域図 (氾濫流)

1 説明文

- (1) この図は信濃川水系犀川の水位増幅に関する、浸水想定等をもとにした氾濫の発生を想定する図表(家屋倒壊等氾濫想定区域)を示した図面です。
- (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の犀川の河川の横断形状が変動して、測定し得る最大規模の降雨に発生した場合により、降雨想定とした場合の状況(シミュレーション)により予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実態にあつては、降雨の強度による河川、シミュレーションの前提となる降雨の発生を想定する降雨、高水時の河川による氾濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域は法定されている区域について浸水想定・流出等が異なる場合があります。
- (4) また、浸水想定等氾濫想定区域は、一定の仮定をもちて算定しており、(3)の条件に加え、当該等する降雨(河川)の河川の断面的な洪水想定をしていること、堤防の年々進捗は想定がない等の状態で氾濫を想定していること等の理由から、この図の表示は厳密ではなくあくまで目安であることを留意して、下さい。

2 基本事項等

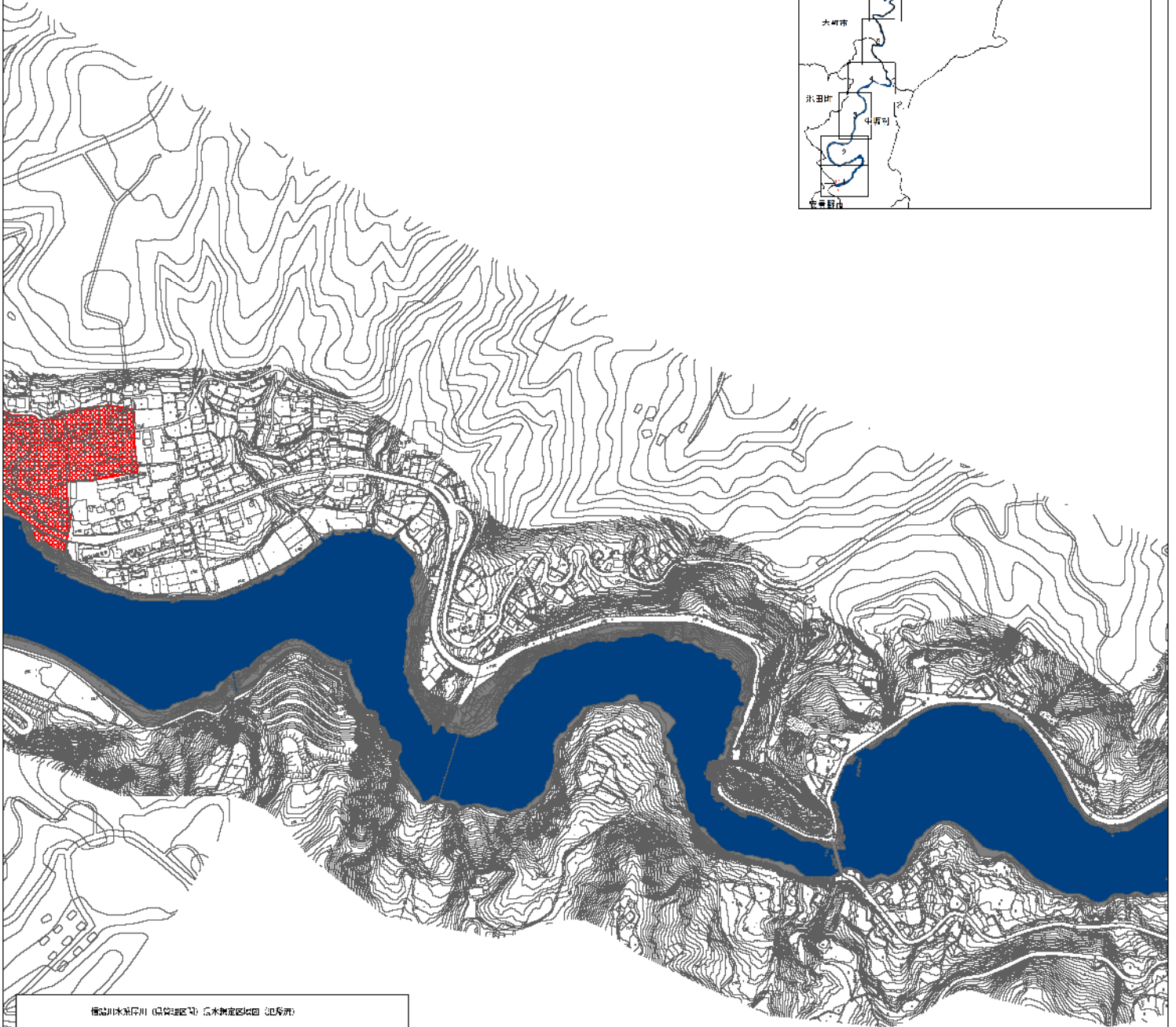
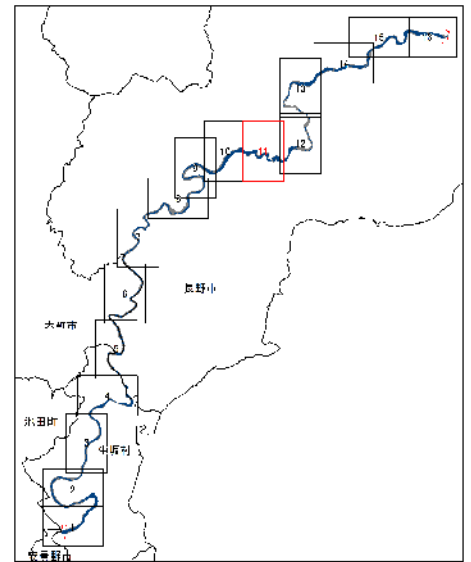
- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 作成主体 | 長野県 |
| (2) 公表年月日 | 平成30年8月29日 |
| (3) 指定の根拠法令 | 水防法(昭和47年法律第13号)第48条第1項 |

(4) 対象となる水位周知河川
信濃川水系犀川(浸水想定)

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| 浸水想定区域(浸水想定区域)の範囲 | 長野市(犀川)から長野市(犀川)まで |
| (5) 指定の前提となる河川 | 犀川(干流)の河川(2)で399mの降雨を想定 |
| (6) 所管の市町村 | 長野市、大町市、生坂町 |



0 500 1000 2000



信濃川水系犀川 (浸水想定区域) 浸水想定区域図 (氾濫流)

1 説明文

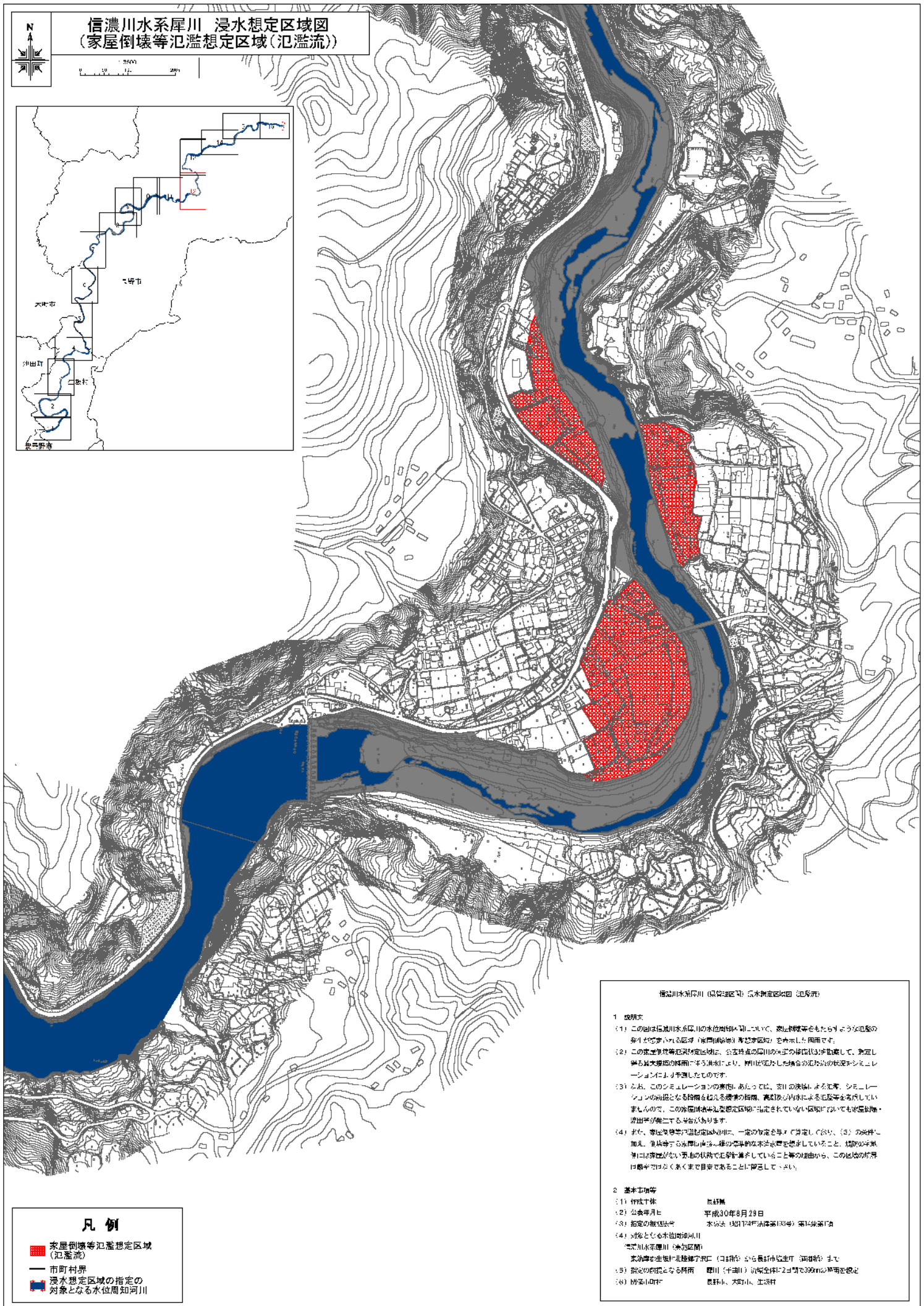
- (1) この図は信濃川水系犀川の水位周知区域において、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生を想定する区域(「家屋倒壊等氾濫想定区域」)を示した図面です。
- (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公定地点の犀川の水位の推定値(3)を基礎として、想定される最大規模の降雨による洪水により、押し寄せた場合の氾濫流の状況(シミュレーション)により予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの算出にあたっては、平日(公定地点)における、シミュレーションの前記となる降雨と氾濫の規模、異期かつ内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域についても氾濫発生・流出が想定される場合があります。
- (4) なお、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の想定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、見逃すような地形・地質等の自然的な浸水状況を想定していること、観測の不足等により氾濫が異なる状況で氾濫を予測していること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなくあくまで目安であることに留意して、下さい。

2 基本事項等

- (1) 作成主体 長野県
- (2) 公表年月日 平成30年8月29日
- (3) 指定の根拠法令 水防法(昭和17年法律第109号)第14条第1項
- (4) 対象となる水位周知区域
信濃川水系犀川(水防区域)
其流域を主催する長野県河川(河川法)から長野市(信濃川)まで
- (5) 指定の前提となる降雨 豊川(千曲川)流域を題材に2日間を396mmの降雨を想定
- (6) 対象河川等 豊川、大町川、生添川

凡例

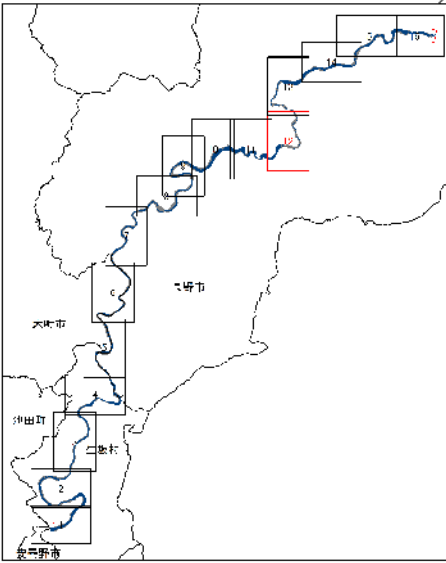
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市町村界
- 浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川



信濃川水系犀川 浸水想定区域図
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



5500
0 1000 2000



凡例

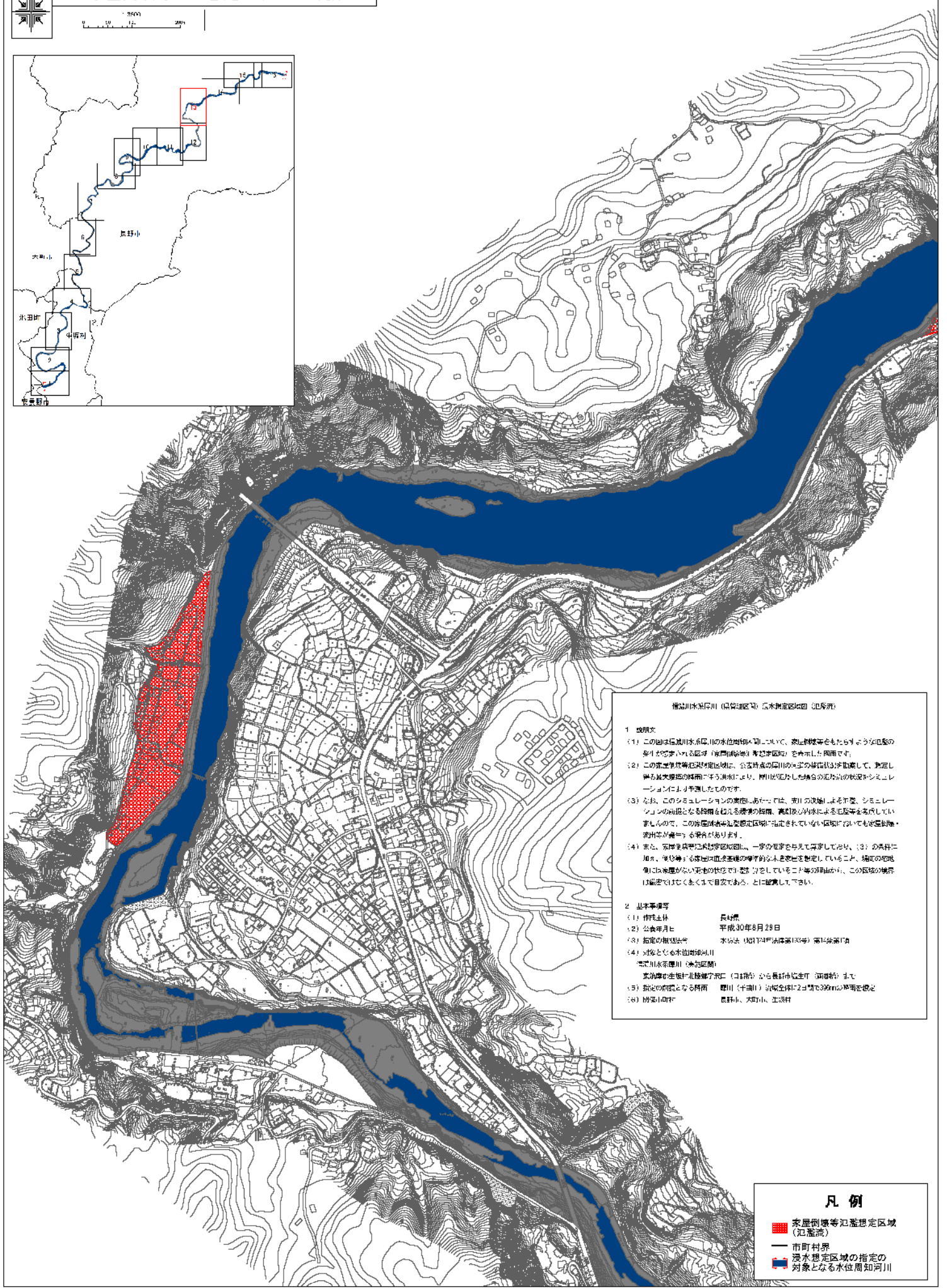
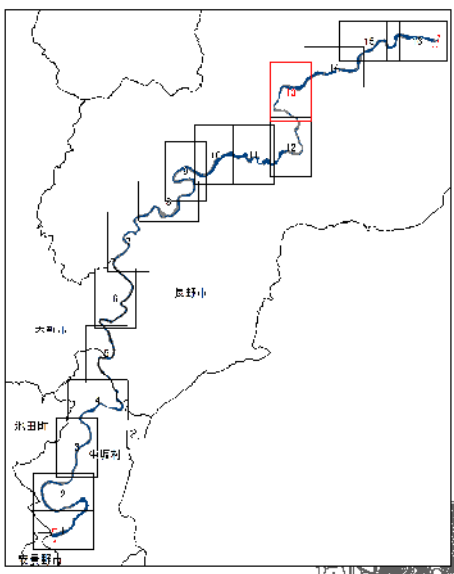
- 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)
- 市町村界
- 浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川

信濃川水系犀川 (浸水想定区域) 浸水想定区域図 (氾濫流)

- 1 説明文
 - (1) この図は信濃川水系犀川の水位周知に関し、浸水想定等をもたらすような氾濫の発生を想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を示した図面です。
 - (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公定時点の河川の水位の増位は移動して、想定し最も最大規模の降雨となる条件により、河川に近接した場合は氾濫の状況はシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの条件としては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を公定規模の降雨、高水位の内水による氾濫等を考慮していませんので、この区域以外に浸水想定区域に指定されていない区域についても家屋倒壊・流出等が発生する可能性があります。
 - (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を以て算定しており、(3)の条件に加え、堤防等による氾濫防止等の効果的な治水対策を想定していること、堤防の年別崩壊は想定していない等の状態で算定を繰り返していること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなくあくまで目安であることに留意してください。
- 2 基本事項等

(1) 作成主体	国土院
(2) 公表年月日	平成30年8月29日
(3) 指定の根拠法令	水防法(昭和47年法律第130号)第14条第1項
(4) 対象となる水位周知河川	信濃川水系犀川(浸水想定区域)

国土院(国土院)から長野市(国土院)へ提供
 国土院(国土院)から長野市(国土院)へ提供
 国土院(国土院)から長野市(国土院)へ提供



信濃川水系犀川(品保地区) 浸水想定区域図(氾濫流)

1 説明文
 (1) この図は信濃川水系犀川の水位周知区域において、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生を想定する区域(家屋倒壊等)を想定区域(氾濫流)を示した図面です。
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の犀川の水位の推定値に基づき算定し、算定し得る最大規模の降雨に準ずる降雨により、河川水位が上昇した場合の氾濫時の状況(シミュレーション)により算定したものです。
 (3) なお、このシミュレーションの算定にあたっては、河川の浸蝕による影響、シミュレーションの前提となる降雨量と入流速度の相関、河川沿いの地形による氾濫等を考慮していませんので、この氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
 (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の精度を与えて算定しており、(3)の条件に加え、傾斜等による浸水速度の遅延的な浸水も想定していること、周辺の地形等に考慮がない等の状況で、算定していないこと等の理由から、この区域の境界は厳密ではなくあくまで目安である、と認識して下さい。

2 基本事項等
 (1) 作成主体 長野県
 (2) 公表年月日 平成30年9月29日
 (3) 指定の根拠法令 水防法(昭和47年法律第133号)第34条第1項
 (4) 対象となる水辺周知河川
 信濃川水系犀川(品保地区)
 其の源を長野県上田県下郡(口野村)から長野市塩田(須賀野)まで
 (5) 指定の前提となる降雨 犀川(千曲川)流域全体に20時間39mmの降雨を想定
 (6) 所管市町村 長野市、大町市、上田市

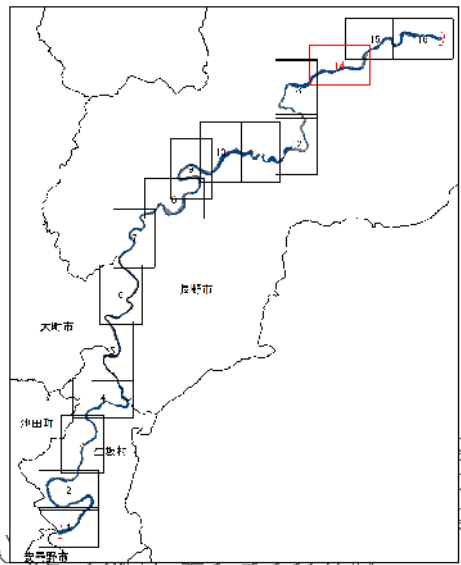
凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市町村界
- 浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川



信濃川水系犀川 浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))

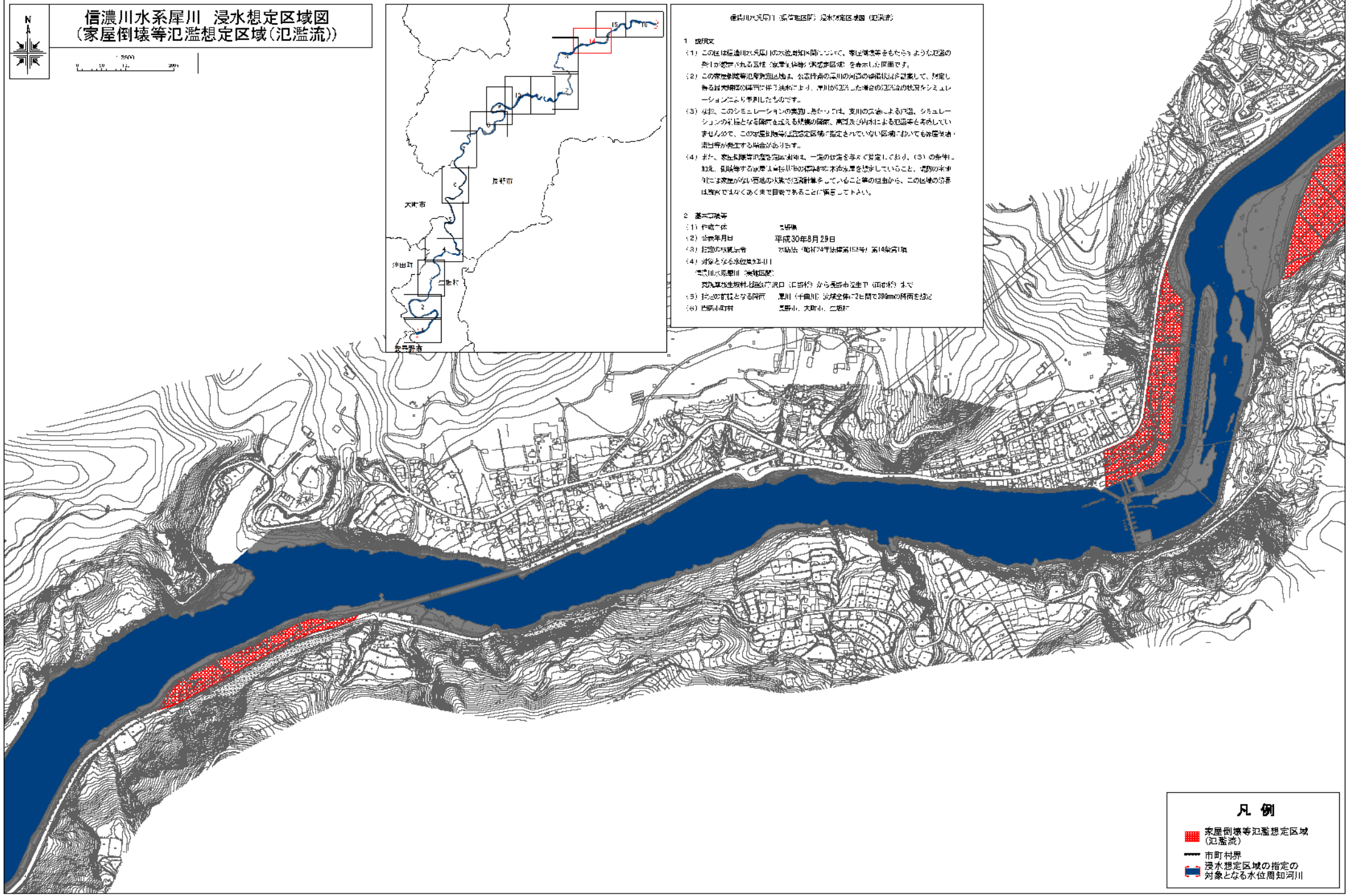
1:25000
1cm = 250m



信濃川(大矢野川)氾濫想定区域(浸水想定区域) 浸水想定区域図(氾濫流)

- 説明文
 - この図は信濃川(大矢野川)の氾濫想定区域について、家屋倒壊等をもたらし得る氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を示した図面です。
 - この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公定条件での犀川の河川の水位が氾濫を想定して、想定される氾濫範囲の範囲の中で決断により、河川が氾濫した場合の氾濫時の状況をシミュレーションにより推定したものです。
 - なお、このシミュレーションの前提として、支川の氾濫による氾濫、シミュレーションの前提となる氾濫を越える規模の氾濫、高水及び内水による氾濫等も考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても氾濫が発生する場合があります。
 - また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を基に算定しており、(3)の条件に加え、氾濫等による家屋倒壊等の被害を想定していること、氾濫の発生には想定がない周辺の区域で氾濫が想定されていること等の理由から、この区域の被害は概算ではなくあくまで目安であることに留意してください。
- 基本情報等

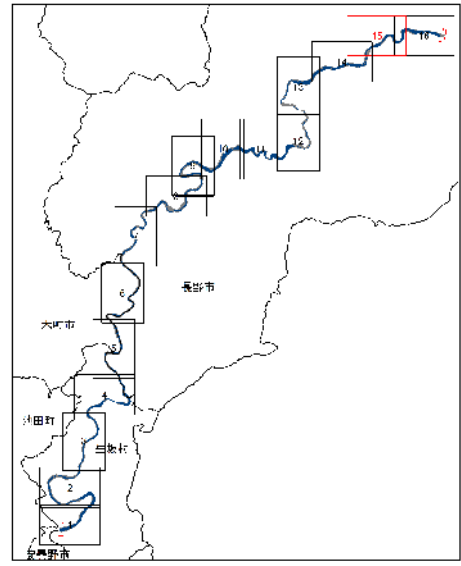
(1) 作成年度	令和5年度
(2) 公表年月日	平成30年8月29日
(3) 指定の法規名称	水防法(昭和49年法律第100号)第14条第1項
(4) 指定となる水位基準(河川)	信濃川(大矢野川) (浸水想定区域) 大矢野川(大矢野川)河口(大矢野川)から長野市(大矢野川)まで
(5) 指定の指定する箇所	犀川(十曲川) 浸水想定区域(2区間で390mの箇所を指定)
(6) 関係市町村	長野市、大町市、二枚村



凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市町村界
- 浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情使、第374号)



信濃川水系犀川(浸水想定区域) 浸水想定区域図(氾濫流)

1 説明文

(1) この図は信濃川水系犀川の水位増幅に起因して、表に説明等をもたらし得る氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を示した図面です。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の犀川の河況の検証状況が前提として、想定し得る最大規模の降雨(等年洪水)により、河川氾濫を想定した場合の氾濫の状況(シミュレーション)により算出したものです。

(3) なお、このシミュレーションの算出にあたっては、表川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を想定した際の降雨、表川及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域には、一定の精度を導き算定しており、(3)の条件に加え、算出する水際に直接見舞の氾濫的な洪水被害を想定していること、堤防の手前、河口は家屋がない等の状態で氾濫を想定していること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなくあくまで目安であることに留意して下さい。

2 基本事項等

(1) 作成主体	長野県
(2) 公表年月日	平成30年8月29日
(3) 指定の根拠法令	水防法 第17条(第2項)第13号(第14条第1項)
(4) 対象となる水辺増幅河川	信濃川水系犀川(水防区域)

家屋倒壊等氾濫想定区域(口番号)から長野市広域中(河川番号)まで

(5) 指定の前提となる河川名 犀川(千曲川) 河川番号F2(河口で300m以内を想定)

(6) 対象山村 長野市、大町市、生井村



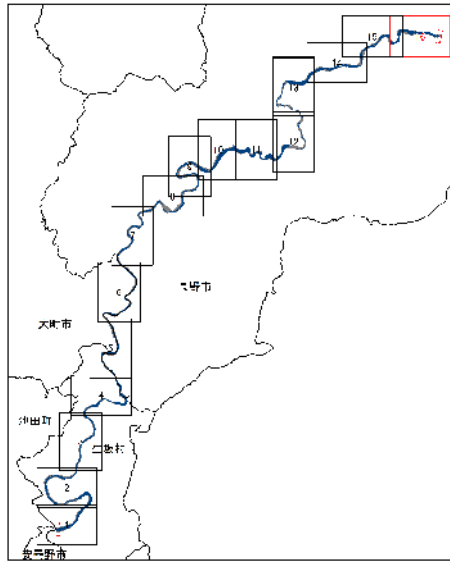
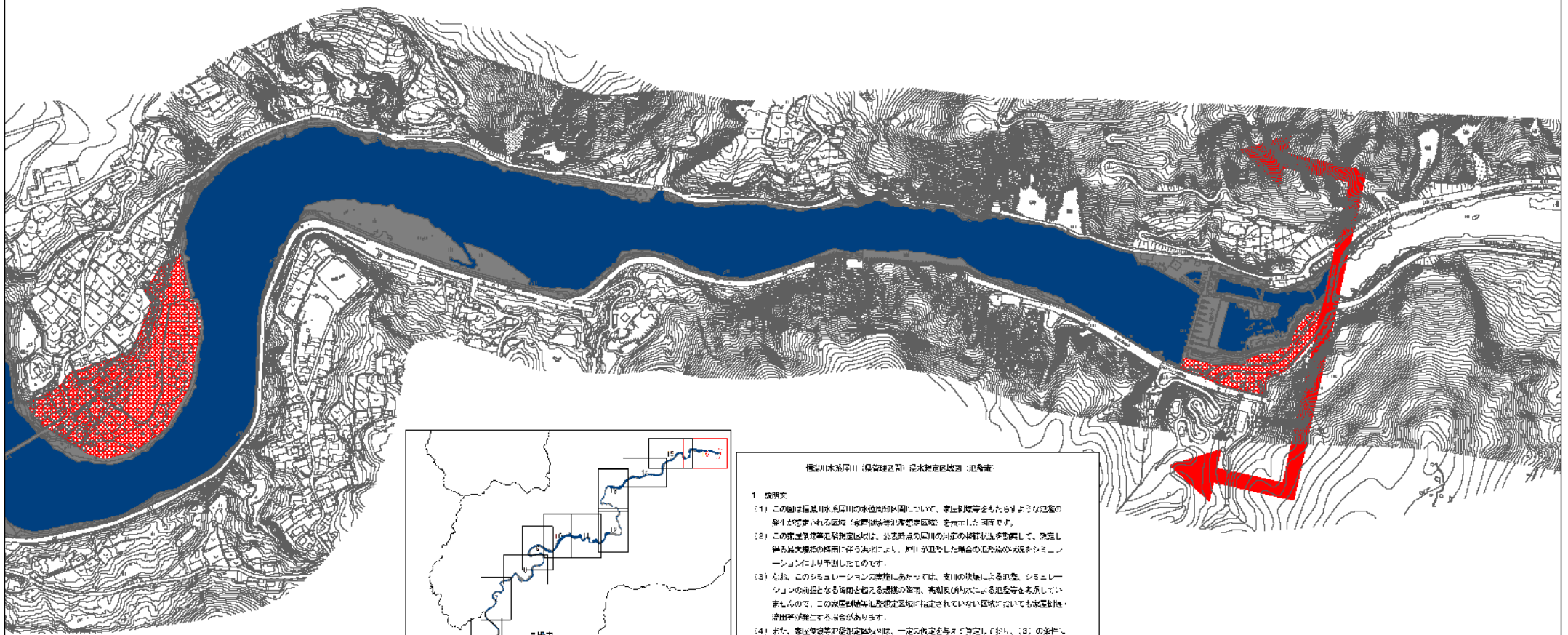
凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市町村界
- 浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川



信濃川水系犀川 浸水想定区域図
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))

1:5000
0 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000



信濃川水系犀川(浸水想定区域) 浸水想定区域図(氾濫流)

1. 説明文

(1) この図は信濃川水系犀川の水位想定区域について、氾濫氾濫等をもたらしうる氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を示した図面です。

(2) この氾濫想定区域は、公定地点の犀川の川床の横断形状を基礎として、想定し得る最大規模の降雨(降雨)により、氾濫した場合の氾濫の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの条件にあたっては、支川の状況による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨と異なる規模の降雨、蒸散反(反)による氾濫等を考慮していませんので、この図は氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて設定しており、(3)の条件に加え、家屋等に関する詳細な構造的特徴等を考慮していること、想定した降雨は氾濫想定区域以外の区域で発生しないこと等の理由から、この区域の境界は厳密ではなくあくまで目安であることを留意してください。

2. 基本事項等

(1) 作成主体 国土院
(2) 公表年月日 平成30年8月29日
(3) 指定の根拠法令 水防法(昭和44年法律第19号)第49条第1項
(4) 対象となる水辺河川
信濃川水系犀川(浸水想定区域)
其の流域は長野県上田市の犀川(口上)から長野県上田市の犀川(口下)まで
(5) 指定の前提となる降雨 40mm(1時間)・50mm(2時間)・60mm(3時間)を仮定
(6) 対象となる河川 犀川(口上)・犀川(口下)・犀川(口下)・犀川(口下)

凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市町村界
- 浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川